

蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域毎の状況について（その二）

川本, 芳昭
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/25765>

出版情報：九州大学東洋史論集. 23, pp.127-146, 1995-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

蛮の問題を中心としてみた六朝期段階における各地域の状況について(その二)

川本芳昭

序言

- | | |
|-------------|-------------|
| 一節 河南と淮北 | 六節 湖北 |
| 二節 淮南 | 七節 湖南(以上本稿) |
| 三節 長江下流域 | 八節 陝西漢中・四川 |
| 四節 福建(以上前稿) | 九節 雲南・貴州 |
| 五節 江西 | 十節 広東・広西 |

本稿は先に同名の表題のもとに発表した拙稿(史淵一三二輯、一九九五年)の続編をなすものである。前稿では河南、淮北、淮南、長江下流域、福建の各地域について考察したが、本稿では、五節〜七節までの江西、湖北、湖南の各地域について同様の視角から考察する。

五節 江西

分布

1 南康揭陽蛮反、郡県討破之。

(宋書卷三武帝紀下、永初二年、四二一年正月條)

南康郡揭陽県は現江西省贛州政区に属する寧都東南、梅江上流、福建江西両省の境・武夷山脉西麓に位置する。宋書卷三六州郡志、江州、南康郡の條に、「陂陽男相、呉立曰揭陽。晋武帝太康五年(二八四年)、以西康揭陽移治陂陽県、改

曰陂。然則陂陽先已為縣矣。後漢郡國無。疑是吳所立而改曰揭陽。」とあるが、このことは揭陽縣が孫吳の時代に設置された新県であることを示している。

2 於江州新蔡高塘、立頌平屯、墾作畝田。 (梁書卷三、武帝紀下、大同八年、五四二年三月條)

この時代の国家権力による蛮の討伐は、蛮のもつ田土の略取をとまなうことがあった(拙稿「六朝期における蛮の漢化について」(史淵一一八輯、一九八二年)第一節「国家権力による蛮討伐とその狙い」参照)。宋書卷七七沈慶之伝に、蛮討伐中の沈慶之の言葉を伝えて、「去歲畝田大稔、積穀重巖」とあることから、この畝田は蛮の保有した田土であると考えられる。江州は南齊書卷一四州郡志によれば、尋陽、豫章、廬陵、鄱陽、安成、南康、南新蔡、建安、晋安の各属郡よりなっていた。つまり、新蔡郡の名はみえないが、南新蔡郡の属県に蛮が多数存在した陽唐左県が存在することをも勘案すると、この新蔡は南新蔡のことであろう。南新蔡郡は江西省九江市の西北にあった。

3 以安成所部広興六洞、置安樂郡。 (陳書卷二高祖紀下、永定二年、五五八年二月條)

安成郡の属県である広興県は湖南・江西両省の境、現江西省蓮花県の南にあった。この地域は後述するように、当該時代より後においても蛮が存在した地域である。

4 時新呉洞主余孝頃拳兵応(蕭)勃。 (陳書卷八周文育伝)

新呉県は現江西省奉新県の西に位置した。「洞主」とは蛮洞のリーダーの意であろう。この時代のものとしては、隋書卷六八何稠伝に「洞主莫崇」の例もある。新呉洞主余孝頃の専伝は当該時代の史書にはみえないが、史書に散見する彼の事跡をまとめると、梁末、南江州刺史として蕭勃、王琳に与し、永定二年(五五八年)七月、陳に捕らえられ、その後、陳朝の官僚として信義太守、益州刺史、南豫州刺史等を歴任し、陳宝応の討伐等に功績をあげたが、廃帝の光大元年(五六年)二月に謀反の疑いを以て誅殺された人物であることがわかる。また、彼は「舩艫三百艘、艦百余乘」(陳書卷八周文育伝)を持っており、前節福建の豪強の項で考察した陳宝応討伐の際には中央から水軍を委ねられている。

5 高智慧等作乱也、復以行軍總管、從楊素討之、別解江州(江西省)囿。智慧余党往々屯聚、保投溪洞。彦水陸兼進、攻錦山陽父若石壁四洞、悉平之、皆斬其渠帥。 (隋書卷五五杜彦伝)

「錦山陽父若石壁四洞」は恐らく「錦山・陽父・若・石壁」の「四洞」と思われるが、この各洞の現在地は未詳である。

高智慧らの乱については拙稿「六朝期における蚕の理解についての一考察——山越・蛮漢融合の問題を中心として見た——」(『史学雑誌』九五編八号、一九八六年)参照。

状 況

1 新安(安徽省黟県)、永嘉(浙江省麗水)、建安(福建省福州)、遂安(浙江省淳安) 鄱陽(江西省波陽)、九江(江西省九江)、臨川(江西省撫州)、廬陵(江西省吉安)、南康(江西省于都)、宜春(江西省宜春)。其俗又頗同予章(江西省南昌)。而廬陵人彫淳、率多寿考。然此数郡往往畜蠶、而宜春偏甚。其法以五月五日聚百種虫、大者至蛇、小者至蝨、合置器中、令自相啖、余一種存者留之。蛇則曰蛇蠶、蝨則曰蝨蠶、行以殺人。因食入人腹内、食其五藏。死則其産移入蠶主之家。三年不殺他人、則畜者自鐘其弊。累世子孫相伝不絶。亦有随女子嫁焉。干宝謂之鬼、其実非也。自侯景乱後、蠶家多絶。既無主人、故飛遊道路之中則殞焉。(隋書卷三一地理志、揚州)

蚕の風俗と考えられる畜蠶についてはかつて前掲拙稿「六朝期における蚕の理解についての一考察——山越・蛮漢融合の問題を中心として見た——」で考察した。畜蠶に関する論文としては李卉「説蠶毒与巫術」(中央研究院民族学研究所集刊、第十期、台北、一九六〇年)が最も詳細である。他に稲畑耕一郎「沅湘之間」における巫俗について——湘巫雜識——(『中国文学研究』第十四期、一九八八年)も畜蠶について言及している。因みに、畜蠶は、澤田瑞穂「殺人祭鬼」(『中国民間信仰』、工作社、一九八二年所収)第五章、河原正博「殺人祭鬼の習俗」(『漢民族華南発展史研究』吉川弘文館、一九八四年所収)、宮崎市定「宋代における殺人祭鬼の習俗について」(『アジア史研究』第五、同朋舎、一九七八年所収)などによって考察されている殺人祭鬼の習俗と通ずるものがある。

2 梁末之災沴、羣凶競起、郡邑巖穴之長、村屯鄔壁之豪、資剽掠以致彊、恣陵侮而為大。(陳書卷三五、史臣言)

周知のように梁末陳初の福建、江西等の地方ではここにみえるような「郡邑巖穴之長、村屯鄔壁之豪」の崛起がみられた。これら土豪層をどのような存在とみるか研究者の間で見解の相違が存在する。すなわちそれらを種族民族的立場からとらえ、その非漢族性を強調する立場と、逆にその任侠的性格を重視しその非漢族性を低く評価しようとする立場とである。「陳寅恪「魏書司馬叡伝江東民族條釈証及推論」(『陳寅恪文史論集』下卷、文文出版、香港、一九七三年所収)、榎本あ

ゆち「梁末陳初の諸集団について——陳霸先集団を中心として——」（『名古屋大学東洋史研究報告』八、一九八二年所収、等参照）。筆者はかつて前掲拙稿「六朝における蛮の理解についての一考察——山越・蛮漢融合の問題を中心として見た——」において、前者の立場にたつことを表明したことがあるが、前節でみた六朝以降の福建の状況、本節で後述する当該時代、及びそれ以降の江西省の状況を踏まえるとき、前者の理解はやはり重い意味を持つていると考えざるをえない。

豪 強

1 時安成（江西省安福）望族劉敬躬者、田間得白蛆、化為金龜。將銷之、龜生光照室。敬躬以為神而禱之。所請多驗。無賴者多依之。平生有德有怨者必報。遂謀作乱、遠近響應。（望族劉敬躬と畜蠱 南史卷六三王僧弁伝）

2 （華皎）鎮益城、知江州事。時南州守宰、多鄉里酋豪、不遵朝憲。文帝（陳世祖）令皎以法馭之。

（梁末陳初南州の守宰となった多くの酋豪 陳書卷二〇華皎伝）

3 熊曇朗、予章南昌人也。世爲郡著姓。……劫掠隣県、縛賣居民、山谷之中、最爲巨患。……紹泰二年（五五六年）、曇朗以南川豪帥、随例除游騎將軍。（代々の郡著姓としての南川豪帥熊曇朗 陳書卷三五熊曇朗伝）

4 是時承制、……討侯景。……高祖（陳霸先）率杜僧明等衆軍、及南川豪帥、合三方將會焉。

（陳霸先と南川豪帥 陳書卷一、高祖紀上）

1 の安成の望族劉敬躬と状況1でみた畜蠱との関連については前掲拙稿「六朝における蛮の理解についての一考察——山越・蛮漢融合の問題を中心として見た——」三節において考察した。2の酋豪、4の豪帥の具体例の一つが3の熊曇朗である。当時の山谷の状況を踏まえるとき、たとえ熊曇朗が蛮族の出身でなかったとしても、彼の率いた集団は先に福建の陳宝応の事例で見た場合と同様に、蛮的要素を濃厚にもつていたと考えるほうが自然であろう。

唐宋時代の推移

1 鍾傳、洪州高安人。……時王仙芝猖狂、江南大乱。衆推傳爲長。乃鳩夷獠、依山爲壁、至万人。自称高安鎮撫使。……中和二年（八八二年）、逐江西觀察使高茂卿、遂有洪州。（新唐書卷一九〇鍾傳伝）

洪州は現在の江西省南昌にその地があった。すなわち本節豪強の3でみた熊疊朗の本貫たる予章南昌の地である。高安県は現在の高安県であり、六朝時代の建城県である。建城県は分布の4でみた洞主余孝頃がいた新呉県の南三〇kmに位置し、湖北、湖南省との省境に位置する九嶺山塊の東南麓にあつて、宜春政区に含まれている。宜春が「宜春偏甚」と評されるほど畜蠱の風のとりわけ盛んな地であつたことは本節状況史料1でみた。つまり右はこのような沿革をもつ洪州高安の近辺に唐代になつても夷獠が存在していたことを伝えているのである。

2 吉州刺史彭玕遣使請降于湖南、玕本赤石洞蛮酋、鍾伝用為吉州刺史。(資治通鑑卷二六五・天祐三年、九〇六年條)

3 玕、吉州廬陵人。世居赤石洞為酋豪。黃巢之後江表寇盜蜂起、玕於鄉里、保聚徒衆、得數千人、自為首領、捕逐群盜有功、本州補玕永新制置使、玕雅好儒學、精左氏春秋。(九国志卷一一、楚臣伝、彭玕)

2、3にみえる吉州は現在の江西省吉安県に治があつた。吉安県は3にみえるように贛水中流の廬陵郡の地である。この廬陵の地で贛水の支流たる瀘水と禾水とが流入する。その瀘水の主流に本節豪強1でみた劉敬躬のいた安成が存在した。また分布の3に「以安成所部広興六洞、置安樂郡。」とみえる広興県は禾水の主流に位置する。右の2、3に「赤石洞蛮酋」、「赤石洞酋豪」とみえる「赤石洞」はその様な沿革の線上にあると考えられる。因みに、彭玕については伊藤宏明氏と岡田宏二氏の間で論争がある。即ち伊藤氏は彭玕を蛮とすることに疑問を呈し、岡田氏は蛮としている。両氏の論証の細部については岡田『中国華南民族社会史研究』(汲古書院、一九九三年)三九二頁以下に詳しいが、筆者は六朝からの沿革を踏まえ、岡田氏の考えに賛同する。

4 (嘉定二年、一二〇九年十一月) 是月郴州黒風峒寇李元砺作乱、衆數万、連破吉郴諸県。……

(嘉定三年)二月……壬午、以工部侍郎王居安、知隆興府、督捕峒寇。三月……己亥、以湖南転運判官曹彦約知潭州、督捕峒寇。……六月、……是月、池州副都統許俊、江州副都統劉元鼎、与李元砺、戦于江西。皆不利。知潭州曹彦約、又与賊戦、亦為所敗。賊勢愈熾。……十二月……丙寅、湖南賊羅世伝、縛李元砺以降。峒寇悉平。

(宋史卷三九、寧宗紀三)

5 権工部侍郎、以集英殿修撰、知隆興府。初盜起郴(湖南省郴州)、黒風峒羅世伝為之、倡勢張甚。……李元励陳廷佐之徒、並起為賊矣。放兵四劫、撤永新(江西省永新)、撤龍泉(江西省遂川)。江西列城皆震。……居安督戦于黃山。勝之。

賊始走韶州（広東省韶関）……羅世伝果疑元励（砺）之貳己。遂交惡。……（羅世伝）禽元励（砺）以獻。時青草峒賊亦就禽、並磔于吉之南門。……（宋史卷四〇五王居安伝）

4、5は宋代の湖南郴州（湖南省郴州市）黒風峒に発した反乱を伝えたものである。4にみえる吉州は2、3でみたように赤石洞の存在した廬陵郡の地である。隆興府は江西省南昌市、潭州は湖南省長沙市、池州は安徽省貴池県、江州は江西省九江市にそれぞれ治があった。5にみえる永新は江西省永新県、龍泉は江西省遂川県、韶州は広東省韶関市である。つまり、この反乱は江西省省境に隣接する湖南郴州に発し、江西省全域を巻き込みながら安徽、広東の地にまで広がった大乱であったことがわかるが、本節の論との関連で次の二点を指摘することができるであろう。その一は、江西の地、とりわけ湖南と接する西部の地が蛮寇を受ける危険性を孕んでいたという点、その二は、2、3でみたように吉州の地に唐の極末にあつても蛮洞が存在していたことを踏まえると、宋代の江西省西部にも蛮洞が存在したと推定されること、換言すればこの地域が当時にあつても蛮漢の交錯地域であつたことが窺えるという点である。因みに後述の史料6は南宋時代の吉州にも蛮獠が存在したことを伝えている。

6 二月……戊戌詔、汀（汀州）贛（贛州）吉（吉州）建昌（建昌軍）蛮獠竊發。經擾郡県、復税一年。

（宋史卷四一、理宗紀一、紹定三年、一二三〇年條）

右の汀州は、福建省長汀県、贛州は江西省贛州市、吉州は先でみたように江西省吉安市、建昌は建昌軍のことで、その治は江西省南城県にあつた。右はこれらの地に南宋時代、蛮獠が存在したことを窺わせるものである。建昌軍は福建省境と隣接し、武夷山の直中にある。汀州は、その建昌軍と接する。この福建江西省境の山岳地帯が宋代にあつても蛮地的性格を持つていることについては、前節で述べた。（因みに吉州は湖南江西両省境をなす羅霄山脈の東麓に位置する。）江西通志卷九五は6と同じ事件を劉燠の汀寇紀略をひいて、「廖十六廖雲廖雷輩、由広昌（建昌軍広昌）来犯南豊（建昌軍南豊）西門。」と伝え、さらにこの乱では松梓山という山がこのときその巢穴となつた伝えている。また、この乱の直後、再び松梓山に拠つた勢力のあつたことを伝えて、宋史卷四一九陳譚伝に、「陳三槍拠松梓山砦、出没江西広東、所至屠殘。……遂破松梓山。……就禽檻車、載（陳）三槍等六人、斬隆興市。初賊跨三路数州六十砦、至是悉平。」とあるが、この乱も右記の宋史理宗紀や江西通志の事件と関連があるであろう。

ref. 汀、贛、奮賊千余人、寇龍溪。

右は元代においても6でみられた様相が同様の地域に残っていたことを伝えている。
(元史卷一五世祖紀、至元二五年、一二八八年條)

六節 湖北

分布

1 襄陽記曰、……相中在上甲界、去襄陽一百五十里。魏時夷王梅敷兄弟三人、部曲万余家屯此、分布在中廬宜城西山鄔、沔二谷中、土地平敞、宜桑麻、有水陸良田。沔南之膏腴沃壤、謂之相中。

(三國志卷五六吳書一一朱然伝「赤烏五年征相中」條、裴註)

右は三國魏の時代の襄陽、即ち現在の湖北省襄陽市の南方の沔水、即ち漢水流域の「膏腴沃壤」の地域が蛮の拠る所であつたことを伝えている。因みに中廬県は、襄陽の西南、宜城県は現在の宜城の北に位置した。

2 宜都、天門、巴東、建平、江北諸郡蛮、所居皆深山重阻、人跡罕至焉。
(宋書卷九七荊雍州蛮伝)

宜都郡は現湖北省宜都、天門郡は現湖南省石門県、洞庭湖の西北、巴東郡は現湖北省巴東県の西北、建平郡は現四川省巫山県にそれぞれ治があつた。いずれも湖北、湖南、四川三省の省境の長江沿岸に位置する。このうち天門郡は長江以南の郡である。

3 南郡、夷陵、竟陵、沔陽、沅陵、清江、襄陽、春陵、漢東、安陸、永安、義陽、九江、江夏諸郡、多雜蛮左。

(隋書卷三一地理志)

南郡は湖北省江陵に、夷陵は湖北省宜昌に、竟陵は湖北省鐘祥に、沔陽は湖北省沔陽に、沅陵は湖南省沅陵に、清江は湖北省恩施に、襄陽は湖北省襄陽に、春陵は湖北省棗陽に、漢東は湖北省隨県に、安陸は湖北省安陸に、永安は湖北省新洲に、義陽は湖北省信陽に、九江は江西省九江に、江夏は湖北省武昌にそれぞれ治があつた。

人口

- 1 元嘉十九年（四四二年）、雍州刺史劉道產卒、群蛮大動。……慶之專軍進討、大破綠沔諸蛮、禽生口七千人。進征湖陽、又獲万余口。遷広陵王誕北中兵參軍、領南東平太守。又為世祖撫軍中兵參軍。世祖以本号為雍州、随府西上。時蛮寇大甚……分軍遣慶之掩討、大破之、降者二万口。……平定諸山、獲七万余口。……鄖山蛮（鄖山は湖北省随県西南五〇kmの大洪山の別名）最強盛。魯宗之屢討不能克。慶之剪定之、禽三万余口。……雍州蛮又為寇。……大破諸山、斬首三千級、虜生蛮二万八千余口、降蛮二万五千口、牛馬七百頭、米粟九万余斛。 （宋書卷七七沈慶之伝）
 - 2 史臣曰、……自元嘉將半、……自江漢以北、廬江以南、搜山盪谷、窮兵罄武。繫頸囚俘、蓋以数百万計。 （宋書卷九七夷蛮伝）
 - 3 高祖初、……朝廷思安辺之略、……招慰蛮左。……至桐柏山、窮淮源、宣揚恩沢、莫不降附。凡所招降七万余戸。置郡県而還。 （桐柏山地帯からの降蛮 魏書卷四五章珍伝）
 - 4 延興中、太陽蛮酋桓誕、擁沔水以北、淫葉以南八万余落、遣使内属。……景明初、太陽蛮酋田育丘等二万八千戸内附。 （太陽蛮の内属 魏書卷一〇一蛮伝）
- 1と2は同じ事件を記述したものである。2はその際、囚俘とされた蛮の数を数百万を以て数える程であったとしているが、ここには誇張がある。しかし、1にみえる囚俘数を合計するのみにても十八万三千余人となる。この数は、当時劉宋が把握していた大明八年（四六四年）の時点での総口数（四百六十八万五千五百一人）、その際の雍州の総口数（十六万七千四百六十七人）、荊州の総戸数（六万五千六百四戸）と比べても非常に大きな数であることがわかる。また、これらの蛮が囚俘とされ京師などに送られた後にも、この地には依然として多くの蛮が残存したのであり、そのことを伝えた史料が3、4の史料である。3にみえる七万余戸を、仮に七万戸として劉宋期の戸毎の平均口数五・九八を乗ずると四十一万八千六百人となる。平均口数五・九八は梁方仲編『中国歴代戸口、田地、田賦統計』（一九八〇年、上海人民出版社）に拠る。五・九八は総把握口数を総把握戸数で割ったものであるが、湖北の地である雍州のみについてみると四・二五である。よってこれを七万に乗ずると二十九万七千五百人となる。4の八万余落を仮に八万余戸と考え、これに4の二万八千戸を

加えると総数は十万八千余戸となり、それに四・二五の方を乗ずると四十五万九千余人となる。3、4はほぼ同じ頃の各々の降附事例であるので、合算すると八十七万七千六百余人ということになるが、湖北のみでこれだけの数の蛮が存在していたと考えられることは極めて注目すべき事柄である。ここには当該時代における蛮族社会の生産力の向上も予想される。

状 況

1 時天下飢荒、山夷多断江劫掠。侃(陶侃、当時武昌太守、武昌は湖北省鄂城)令諸将詐作商船、以誘之。劫果至、生獲数人。是西陽王羨(湖北省黄冈東)之左右。……侃斬之。自是水陸肅清。……又立夷市郡東、大収其利。

(諸王左右と蛮、及び夷市 晋書卷六六陶侃伝)

2 初元嘉中、巴東(湖北省巴東西北)、建平(四川省巫山)二軍府富実。与江夏(湖北省武昌)、竟陵(湖北省鐘祥)、武陵(湖南省常德西)、並為名郡。世祖於江夏置鄂州、郡罷軍府。竟陵、武陵、亦残壞。巴東、建平為峡中蛮所破。至是民人流散。存者無幾。其年春、攸之遣軍、入峡、討蛮帥田五郡等。

(豊かな名郡と蛮地隣接 宋書卷七四沈攸之伝)

3 時有象三頭、至江陵城北数里。攸之自出格殺之。

(江陵城北の象と武将による格殺 南史卷三七沈攸之伝)

4 以蛮戸、立宋安(湖北省応山)光城(河南省光山)二郡。

(蛮戸立郡 宋書卷九七豫州蛮伝)

5 部(雍州)領蛮左、故別置蛮府焉。……領郡如左。襄陽郡、……。寧蛮府(上記の蛮府、寧蛮校尉府のこと)領郡如左。西新安郡 新安、汎陽、安化、南安、義寧郡、……、南襄郡、……、北建武郡、……、蔡陽郡、……、永安郡、……、安定郡、……、懷化郡、……、武寧郡、……、新陽郡、……、義安郡、……、高安郡、……、左義陽郡、……、南襄城郡、……、広昌郡、……、東襄城郡、……、北襄城郡、……、懷安郡、……、北弘農郡、……、西弘農郡、……、析陽郡、……、北義陽郡、漢広郡、……、中襄城郡。

右十二郡(左義陽郡以下の十二郡)没虜(虜とは北魏を指す)。(寧蛮校尉府所属郡名 南齊書卷一五州郡志下)

6 東通澧水、及諸陂湖。自此淵潭相接、悉是南蛮府屯也。故側江有大城。相承云倉儲城。即邸閣也。

(南蛮府による蛮地立屯 水経注卷三五、江水)

7 從此至武昌、尚方作部諸屯相接、枕帶長江。

(尚方による蛮地立屯 水経注卷三五、江水)

8 江水左、則巴水注之。(武昌を過ぎて長江に注ぐ)……南歷蛮中。吳時立屯於水側、引巴水溉野。

(蛮地への立屯 水経注卷三五、江水)

9 高祖初、……朝廷思安辺之略、……至桐柏山、窮淮源、宣揚恩沢、莫不降附。淮源旧有祠堂。蛮俗恒用人祭之。珍乃曉告曰、……自今已後、悉宜以酒脯代用。群蛮從約。至今行之。凡所招降七万余戸。置郡県而還。

(蛮の殺人祭俗と郡県の設置 魏書卷四五章珍伝)

10 歷監義陽(桐柏山)武寧郡(竟陵北西)、累任皆蛮左。前郡守、常選武人、以兵鎮之。敵独以数門生、單車入境。群蛮悅服、遂絶寇盜。

(蛮左郡県と武人配置 梁書卷五〇臧嚴伝)

11 本江夏郡雲杜県之地。周地圖記曰、蛮人曾渠田金生、代居此地。常為辺患。梁普通末、遣郢州刺史元樹討平之、因置新州。

(江夏の地に梁の時代までいた蛮曾 元和郡県志卷二一、郢州の條)

12 ①南郡、夷陵、竟陵、沔陽、沅陵、清江、襄陽、春陵、漢東、安陸、永安、義陽、九江、江夏諸郡、多雜蛮左。②其與夏人雜居者、則與諸華不別。其僻處山谷者、則言語不通、嗜好居處全異。頗與巴渝同俗。諸蛮本其所出、承盤瓠之後、故服章多以班布為飾。其相呼以蛮、則為深忌。③自晋氏南遷之後、南郡、襄陽、皆為重鎮。四方湊會、故多衣冠之緒、稍尚禮儀經籍焉。九江襟帶所在、江夏、竟陵、安陸、各置名州、為藩鎮重寄、人物乃與諸郡不同。④大抵荊州率敬鬼、尤重祠祀之事。昔屈原為制九歌。蓋由此也。屈原以五月望日赴汨羅、土人追至洞庭不見。湖大船小、莫得濟者。乃歌曰、何由得渡湖。因爾鼓櫂争楫、競會亭上。習以相伝、為競渡之戲、其迅楫齊馳、櫂歌乱響、喧振水陸、觀者如雲。諸郡率然、而南郡、襄陽尤甚。二郡又有牽鈎之戲。云從講武所出。楚將伐吳、以為教戰。流遷不改、習以相伝。鈎初発動、皆有鼓節。群諫歌謔、振驚遠近。俗云以此厭勝、用致豐穰。其事亦伝于他郡。梁簡文之臨雍部、発教禁之。由是頗息。⑤其死喪之紀、雖無被髮袒踊、又知号叫哭泣。始死、即出屍於中庭、不留室內。斂畢、送至山中、以十三年為限。先擇吉日、改入小棺、謂之拾骨。拾骨必須女婿。蛮重女婿。故以委之。拾骨者、除肉取骨、棄小取大。⑥当葬之夕、女婿或三數十人、集会於宗長之宅、著芒心接籬、名曰茅綏。各執竹竿、長一丈許、上三四尺許、猶帶枝葉。其行伍前却、皆有節奏、歌吟叫呼、亦有章曲。伝云盤瓠初死、置之於樹、乃以竹木刺而下之。故相承至今、以為風俗。隱諱其事、謂之刺北斗。既葬設祭、則親疎咸哭。哭畢、家人既至、但飲飲而帰、無復祭哭。⑦其左人則又不同、無衰服、不復魄。始死、置

屍館舎、隣里少年、各持弓箭、遶屍而歌。以箭扣弓為節。其歌詞說平生樂事、以至終卒、大抵亦猶今之挽歌。歌數十闕、乃衣衾棺斂、送往山林、別為廬舎、安置棺柩。亦有於村側瘞之。待二三十喪、總葬石窟。（隋書卷三一地理志下）

1の西陽郡に蛮統治のための將軍府が置かれていたことについてはすでに述べた。また、西陽郡には多くの左県も存在した（宋書卷三六州郡志、郢州の條參照）。2にみえる巴東、建平、江夏、竟陵、武陵などがいずれも富実であり名郡とされているにもかかわらず、絶えず蛮寇に脅かされていることは、開發途上にあつたこの地方の当時の状況をよく伝えているといえよう。3にみえるような象の存在のもつ重要性についても先にも触れた。5は当時この地にあつて蛮を統治していた寧蛮校尉府所屬の郡県名である。6、7、8は当該時代の中央、地方の権力が屯を蛮地に立てていたことを伝えている。この際、その史料の出典がいずれも水経注という地理書であることは注意するべきであろう。9の殺人祭祀は後世の殺人祭鬼との関連で興味深いものがある。12の冒頭の諸郡名は分布の2でみたものである。⑤の葬儀に係わる記述は、そこに「蛮重女婿。故以委之」とあることから、蛮の風俗を記したものと断じて誤りないであろう。苗族が十三年に一度牡牛を殺して、共食、銅鼓の使用をとまなう天地祖先を祀る大祭を行うことはよく知られているが（鈴木正崇・金丸良子『西南中国の少数民族——貴州苗族民俗誌』古今書院、一九八五年、第五章、鼓社節の項）、このことを踏まえると⑤に「送至山中、以十三年為限。先擇吉日、改入小棺、謂之拾骨。」とみえる拾骨の風は現在にまで伝わる苗族の鼓社節と必ずや関連があるであろう。⑥もその葬儀にともなう風俗を伝えたものである。⑦は「左人」とあることから、当時の蛮左、左郡、左県の用語に思いを致せばこれも蛮の中の一民族についての記述といえよう。

因みに、②には「其」という文字があること、③は①にあげられている郡について記述されていることから、いずれも①を受けたものであることが明らかである。また、④の「大抵荊州率敬鬼、尤重祠祀之事。」以下は、③の「……各置名州、為藩鎮重寄、人物乃與諸郡不同。」とある、他郡の人物との不同という認識を踏まえて記述されており、それが⑤、⑥、⑦へと連なっているといえるが、もしこうした考えに誤りがなければ隋書のこの記事の筆者は④にみえる「競渡」や、「牽鈎」もまた蛮風とする認識をもっていたことになり、当時の状況を考える上で興味深いものがあるといえよう。

豪強

1 施王屯在鼎北（清江県……湖北省恩施）。方輿勝覽、東晋末桓誕竄蛮中、自称施王、築城臨施水、号施王城。子孫襲王。至後周保平初、始平之、以其地置施州。

（桓玄子孫の入蛮 太平寰宇記卷一一九 清江県條）
誕、字天生、桓玄之子也。初、玄西奔至枚回洲被殺。誕時年數歲、流竄太陽蛮中、遂習其俗。及長、多智謀、為羣蛮所歸。

1 の史料、及び 2 の史料にみえる桓玄子孫の入蛮が事実であるか否か若干の疑問はあるが、仮に単なる貴子流離であるとしても、当時のこの地の豪強による支配の正統性の根柢が、こうしたことに求められていたという点は注目すべき事柄であろう。

唐宋時代の推移

1 後遷房州刺史。州窮險、有蛮夷風、無学校、好祀淫鬼。景駿為諸生貢舉、通隘道、作伝舎、罷祠房無名者。

（新唐書卷一九七章景駿伝）

2 初、荊州（湖北省江陵）長史張惟一、以衡州蛮酋陳希昂為司馬、督家兵千人自防。惟一親將牟遂金与相忤。希昂率兵至惟一所、捕之（牟遂金）。惟一懼、斬其首以謝。……自是政一出希昂。……（新唐書卷一四〇呂諲伝）

1 は章景駿が現在の湖北省房県に治を置く房州の刺史となった時点における蛮夷の風の存在を伝え、2 は荊州に影響を及ぼす衡州蛮酋の存在について伝えているが（衡州蛮については次節で考察する）、唐代以後の時代における湖北の地における蛮の存在を伝えるものは極めて少ない。それも例えば元史卷二三武宗紀、至大三年（一三一〇年）四月の條に、「容米洞官田墨糾合蛮酋、殺千戸及戍卒八十余人、俘掠良民。」とあり、同書卷二九泰定帝紀、泰定元年（一三二四年）十二月の條に、「夔路容米洞蛮田先什用等九洞為寇。」とあるような、現在の鶴峰土家族自治県が存在する鶴峰直隸廳地域と、龔蔭『中国土司制度』湖北土司の項にみえる、豪強1のみみた施王屯の存在する湖北省恩施県を中心とした施南府地域とに限られ、洞庭湖、及び長江以北の地域の蛮は管見の及ぶ限りでは見出しえない。ただ、大沢正昭氏（大沢正昭「唐・宋畬田考」

『日野開三郎博士頌壽記念論集 中国社会・制度・文化史の諸問題』中国書店、一九八七年、所収）が、襄陽の巡官となつた温庭筠の「半坡新路畬纒了、一谷寒煙燒不成」とある襄陽の焼畑を歌つたと考えられる詩などの例を引いて、焼畑の分布は蚕の分布と重なるとした考えを踏まえれば、唐代にも洞庭湖、及び長江以北の湖北地域にも蚕が残存したことが考えられる。ただ、状況の7であげたような広範な地域を支配した蚕の存在、人口の1、2でみたような膨大な数にのぼる蚕の存在は唐以後になるとこの地域にはみられなくなつたというべきであろう。その原因を考えると、その主要な原因の一つとして人口1、2でみた、劉宋による蚕に対する大掃討戦の及ぼした影響の重大さが想定されてくるのである。

七節 湖南

分布

1 (寧康二年、三七四年) 冬十一月己酉、天門蠻賊攻郡、太守王匪死之。征西將軍桓豁遣師討平之。

(晋書卷九孝武帝紀條)

天門郡は現湖南省石門県、洞庭湖の西北方にある。ここにみえる「蠻賊」が後述分布7の「夷蜒」と同一種族であるか否かは不明。南齊書卷一五州郡志、荊州の條には、「道帶蠻蠻、田土肥美、立為汶陽郡、以處流民。……境域之内、含帶蠻蠻、土地梁落、稱為殷曠。」とあり(汶陽郡は現在の湖北省遠安県西北、沮水の流域にある)、また、陳書卷一三徐世譜伝には、「徐世譜、字興宗、巴東魚復人也。世居荊州、為主帥、征伐蠻蜒。至世譜、尤敢勇有膂力、善水戰。」とあり(巴東郡は湖北状況5でみたように現在の湖北省巴東県西北にあつた)、隋書卷四八楊素伝には、隋による南朝陳討伐戦の模様を伝え、その一節に、「(陳の呂)仲肅復據荊門之延洲。素遣巴蠻卒千人、乘五牙四艘、以柏檣碎賊十余艦、遂大破之。」とあることなどから、蠻族は巴から洞庭湖にかけての長江流域に居住する水上生活民と考えられる。なお、蠻族については桑田六郎「蠻族の源流に関する文献的考察」(南亜細亜学報一号、一九四二年、南亜細亜文化研究所)をも参照のこと。

2 宋元徽中、三洞蛮抄略州県。遂移就江東。因蛮寇止息、遂号新寧。即今理是也。

(元和郡県図志卷二九、衡州常寧県條)

元徽は劉宋の年号。三洞蛮が抄略した州県は衡州常寧、現在の湖南省衡陽付近。この記載に誤りがなければ、この記事は当該時代より後の時代をも含め蛮洞としての「洞」の初出事例である。

3 湘州蛮動。遣世隆以本官総督伐蛮衆軍。(南齊書卷二四柳世隆伝)

4 假欽(蘭欽)節、都督衡州三郡兵、討桂陽、陽山、始興叛蛮。至即平破之。封安德県男、邑五百戸。又破天漆蛮帥晚時得。會衡州刺史元慶和為桂陽人敵容所困、遣使告急。欽往応援、破容羅溪。於是長葉諸洞一時平蕩。(梁書卷三二蘭欽伝)

桂陽郡は現湖南省郴州市である。桂陽人敵容は羅溪を根拠地として長葉の諸洞を率い叛したものであろう。長葉が現在の何処に比定されるのか不明であるが、桂陽郡周辺の溪谷地帯であることは動かし難いであろう。

5 (衡州刺史蘭) 欽南征夷獠、擒陳文徽。所獲不可勝計。獻大銅鼓。累代所無。頗預其功。……時湘衡之界五十余洞不賓、勅衡州刺史章絜討之。絜委頗為都督、悉皆平殄。(湘衡の界の洞 陳書卷九歐陽頗伝)

6 遷衡州平南府司馬、破黃洞蛮有功。(黃洞蛮 陳書卷二五孫瑒伝)

唐時代に続く黃洞蛮の六朝時代における活動を伝えたものである。

7 長沙郡、又雜有夷蜒。名曰莫徭。自云其先祖有功、常免徭役、故以為名。其男子但着白布襌衫、更無巾袴。其女子青布衫、班布裙、通無鞋屨。婚嫁用鐵鉛錡為聘財。武陵、巴陵、零陵、桂陽、澧陽、衡山、熙平皆同焉。其喪葬之節、頗同於諸左云。(隋書卷三一地理志下)

武陵は現湖南省常德西、巴陵は洞庭湖沿岸の現湖南省岳陽市、零陵は湘水上流の現湖南省零陵、澧陽は洞庭湖西岸の現湖南省澧陽、衡山は現湖南省衡陽、熙平は湖南廣東省境の現廣東省連県にそれぞれ治があった。この記事は湖北・状況12の⑦の記載について記されたものであるが、その莫徭についての記述内容には、1でみた水上生活民たる蠻族とはやや異質なものを感じる。

状 況

1 天門樓中(湖南省慈利西)令宋矯之徭賦加重。蛮不堪命。(宋書卷九七荊雍州蛮伝)

漣中は現湖南省慈利の西、武陵山の北麓、漣水の流域にあつた。この記事は当時蛮にも「徭」賦が課せられることがあつたことを示している。

2 尋為安遠護軍、武陵内史。時沈攸之責賅。……西溪蛮王田頭擬……斃氣死。其弟婁侯纂立。頭擬子田都走獠中。於是蛮部大乱、抄略平民。……田都自獠中請立。……命田都繼其父。蛮衆乃安。 (南齊書卷二二蕭疑伝)

安遠護軍については淮南・状況²で述べた。右は「蛮王」の冊立が行われていたことを伝えている。南齊書卷五八蛮伝に、「宋世封西陽蛮梅蟲生為高山侯、田治生為威山侯、梅加羊為扞山侯。太祖即位、有司奏、蛮封応在解例。參議以、戎夷疏爵、理章列代。曾豪世襲、事炳前葉。今宸曆改物、旧冊杓降、而梅生等保落奉政、事須繩綫、恩命升贊、有異常品。謂宜存名以訓殊俗。詔、特留。」とあるように、当該時代には侯の蛮封もあつた。賅は蛮に課せられる税の一種である。これについてはかつて考察したことがある(拙稿「六朝期における蛮の漢化について」史淵一一八輯、一九八一年)。因みに、賅は本節分布¹でみた蠻と関係があるかもしれない。このことは、桑原六郎氏が前掲論考一〇頁において、「蠻の意義について、徐松石氏は「川滇僮族称河為Dang」唐樊綽蛮書譯為賅字。現時広西僮人則呼河為Dang為Dang蠻字蛋字賅字乃係同意異訳」(粵江流域人民史、頁一五二)と云つて居る。河に対する蛮語を見るに、鳥居博士、苗族調査報告に、……とある。また、F.M.Savina氏の苗仏辞典に……従つて蠻は徐松石氏の説の如く河の意味かもしれぬ。」と述べているように、蠻はタン河の理解が存在すること、蛮書卷一〇に、「川謂之賅。」とあつてタンという音を持つ字は数多いにもかかわらずことさらにこの特殊な字を用いていること等から推測されることである。

3 土俗(湖南省衡陽の)山民有病、輒云先人為禍、皆開冢剖棺、水洗枯骨、名為除祟。憲之曉諭、為陳生死之別、事不相由。風俗遂改。 (梁書卷五二顧憲之伝)

右は当地の山民に顧憲之が「奇習」とする洗骨の風習が存在したことを伝えている。洗骨には死体の前処置としての風化処置、土化処置など、洗骨後の後処置としての地下埋葬、甕棺葬などさまざまな形態が存在するが、3のなかに「山民有病、輒云先人為禍、皆開冢剖棺、水洗枯骨、名為除祟」とあるように、祖先の祟を除くために行っていることに注意すると、金閔丈夫氏が「洗骨そのものが祖先への供養と考えられ、貴州の(洗骨苗)や雲南の口口のように、災厄あるごとに祖先の骨を掘り出して洗うこと数回にわたるものがあることは災厄と骨のよごれをいとう祖先の不満との間に因果関係

を認めるところからきている」(『世界大百科事典』、洗骨の條、平凡社刊)として重なりあうこととなり興味深い。また、前節、湖北・状況12の鼓社節との強い類似もみられる。因に、洗骨たごごは LING, S. S. The Bone-Washing Burial Custom and Ancestral Bone Worship in Southeast Asia and Around the Pacific. *Annals of Academia Sinica*, II, 1, 1955. FREDMAN, M. Lineage Organization in Southeastern China, London 1958. 金子エリカ「琉球の洗骨における諸問題」(金関丈夫博士古稀記念委員会編『日本民族と南方文化』一九六八年、平凡社刊)等参照。

4 天嘉五年(五六四年)、徵(桂州刺史淳于量)為中撫大將軍、常侍儀同鼓吹並如故。量所部將帥、多恐本土。竝欲逃入山谷、不願入朝。世祖使江州刺史華皎、征衡州界黃洞、且以兵迎量。天康元年(五六六年)至都。
(衡州黃洞蠻とのつながり 陳書卷一一淳于量伝)

淳于量は梁の荊州刺史、陳の護軍將軍などを歴任した重臣であるが、右は彼が桂州刺史のとき、その配下の兵が山谷への逃亡を図り、為に國家が衡州の黃洞蠻を討伐したとしている。つまり、淳于量の配下には衡州の黃洞蠻、或いはそれに連なるものがいたことを示している。

5 湘州刺史……湘川地多所出、所得竝入朝廷、糧運竹木、委輸甚衆、至于油密脯菜之屬、莫不營辦。又征伐川洞、多致銅鼓生口、竝送于京師。
(陳書卷二〇華皎伝)

6 湘州刺史……叔陵日日暴橫、征伐夷獠、所得皆入己、絲毫不以賞賜。
(陳書卷三六陳叔陵伝)

右は蠻地から徵収される税の多くが地方官によって着服される状態が広く存在していたことを推定させる史料である。後掲の5についても同じことがいえる。

唐宋時代の推移

1 州(道州)産侏儒、歲貢諸朝。城哀其生離、無所進。帝使求之。城奏曰、州民盡短、若以貢、不知何者可供。自是罷。州人感之、以陽名子。
(新唐書卷一九四陽城伝)

道州はかつての零陵郡の地、現在の湖南省道県の地である。この地の短民上貢と蛮との関係については、かつて影宋本太平寰宇記捕闕卷一一六、江南道、道州の條に、「道州土地産民多矮。毎年嘗配郷戶、貢其男、号為矮奴。唐陽城為刺史、

不平以良為賤。又憫其編毗歲有離異之苦。乃抗疏論而免之。自是乃停其貢。民皆賴之、無不泣荷。」とある記事などをも引用して、唐代の湖南南部で進行しつつあった蛮漢両者間の融合の一端を考察したことがある（拙稿「六朝における蛮の理解についての一考察——山越・蛮漢融合の問題を中心として見た——」、『史学雑誌』九五編八号一九八六年）。

2 妖人申泰芝、用左道事李輔国、擢諫議大夫。置軍邵道二州間、以泰芝總之。納群蛮金、賞以緋紫、出楮中詔書、賜衣示之。群蛮怵於賞、而財不足、更為剽掠、而吏不敢制。
（新唐書卷一四〇呂誼伝）

右は、唐代湖南の邵州、道州における蛮の動きを伝えたものである。

3 朗州武陵人雷滿者、本漁師、有勇力。……詔授朗州兵馬留後。……石門（湖南省石門）峒酋向瓊聞（雷）滿得志、亦集夷獠数千、屠殺牛旁衆。操長刀柘弩、寇州県、自称朗北團。陷澧州（湖南省臨澧東）、殺刺史呂自牧、自称刺史。……向瓊召梅山十峒獠、断邵州（湖南省邵陽市）道……是時、道州蛮酋蔡結、何庚、衡人楊師遠、各拠州叛。……
（新唐書卷一八六鄧處訥伝）

右は唐代の湖南における蛮酋活動を伝えたものである。雷滿は、新五代史卷四一雷滿伝に、「雷滿、武陵人也。為人兇悍獠勇、文身断髮。唐広明中、湖南飢、盜賊起。滿同里人区景思、周岳等、聚諸蛮数千、……号土团軍。諸蛮從之、推滿為帥。……昭宗以禮、朗為武貞軍、拜滿節度使。是時、澧陽人向瓊殺刺史呂自牧拠澧州、而溪洞諸蛮宋鄴昌、師益等剽掠湖外。滿亦以輕舟上下荆江、攻劫州県。……天祐中、滿卒、子彦恭自立。」とあり、旧五代史卷一七雷滿伝に、「雷滿、武陵洞蛮也。……滿貪穢慘毒、蓋非人類。……酒酣对客、即取筵中宝器、乱擲于潭中、因自褫其衣、裸露其文身、遽躍入水底、徧取所擲宝器、戲弄于水面。久之方出、復整衣就座。其詭誕如此。及死、子彦恭繼之。蛮蠻狡獪、深有父風。……」とあることから、蛮であることがわかる。梅山は梅山蛮のことであるが、この梅山蛮については後掲史料9参照。

4 詒書言情曰、……居蛮夷中久。……意緒殆非中国人也。楚越間、声音特異、鳩舌啁諛……
（新唐書卷一六八柳宗元伝）

右は柳宗元が左遷され、永州（湖南省零陵）司馬となっていたときの湖南南部の永州の状況をつたえたものである。「鳩舌」は孟子卷五滕文公章句に、「南蛮馱舌之人」とあるように、蛮の発声の「異常さ」を表現した言葉である。

5 澱州蛮（湖南省黔陽）張伯靖殺吏、拠辰（湖南省沅陵）錦州（湖南省朝陽西）、連九洞自固。詔綬進討。綬勒兵出次、遣

將齋檄開曉。群蛮悉降。

(新唐書卷一二九嚴綬傳)

右は唐代湖南東部の蛮の活動を伝えたものである。以上は唐時代の史料である。

- 6 北江蛮曾最大者曰彭氏。世有溪州、州有三、曰、上中下溪。又有龍賜、天賜、忠順、保靜、感化、永順州六、懿、安、遠、新、給、富、來、寧、南、順、高州十一、總二十州、皆置刺史、而以下溪州刺史兼都誓主、十九州皆隸焉。謂之誓下州。

(宋史卷四九三、蛮夷一、西南溪峒蛮伝上)

右は北宋時代の北江蛮についての記述である。当時、北江蛮は澧水、沅水流域からその西北方面に居住していた。その中心、下溪州(会溪城)は湖南省沅陵県西北四〇kmにあった。ほぼ現在の湘西土家族苗族自治州にあたる。なお、以下は宋代の史料である。

- 7 (大中祥符)三年(一〇一〇年)澧州言、慈利県蛮、相讐劫。知州劉仁羈、請率兵定之。上恐深入蛮境、使其疑懼、止令仁羈宣諭詔旨。遂皆感服。

(宋史卷四九三、蛮夷一、西南溪峒蛮伝上)

慈利県は澧州の属県。現湖南省慈利県にその治があった。慈利県の東には状況1でみた天門灘中がある。つまり、ここは南北朝時代の天門郡の地である。

- 8 南江諸蛮、自辰州達于長沙・邵陽、各有溪峒、曰紱、曰峽、曰中勝、曰元、則舒氏居之。曰獎、曰錦、曰晃、曰晃、則田氏居之。曰富、曰鶴、曰保順、曰天賜、曰古、則向氏居之。舒氏則德郛、德音、君疆、光銀、田氏則処達、漢瓊、漢希、漢能、漢權、保全、向氏則通漢、光普、行猛、永豊、永暗、皆受朝命。自治平末(治平は一〇六四〜六七年)光銀入貢。故事、南江諸蛮、亦隸辰州貢進。……南江州峒悉平。遂置沅州、以懿州新城為治所。

(宋史卷四九三、蛮夷一、西南溪峒蛮伝上)

南江蛮とは沅水中流域に居住した蛮を指す。辰州は現在の湖南省沅陵県、沅州は湖南省芷江県にあった。

- 9 梅山峒蛮、旧不與中国通。其地東接潭、南接邵、其西接辰、其北接鼎澧、而梅山居其中。(宋史卷四九四梅山峒條)
- 梅山とは、湖南省安化県の西南、新化県に接する資水流域の地域を指す。安化は下梅山、新化は上梅山と呼ばれ、梅山蛮が集居した。益陽県志卷一一武備に、北宋神宗のときのこととして、「熙寧五年(一〇七二年)、益陽梅山蛮降。」とあり、新化県志卷二形勢に、「梅山蛮納土、置新化安化二県。」とあるように、宋の時代になって始めて服属し、この地に郡

県がおかれた。

10 誠徽州、唐溪峒州、宋初楊氏居之。号十峒首領、以其族姓散掌州峒。……太平興国四年（九七九年）、首領楊蘊始來内附。五年、楊通宝始入貢。命為誠州刺史。……崇寧（一一〇二〜〇六年）初、改誠州為靖州。

（宋史卷四九四、蛮夷二、誠徽州條）

誠徽州蛮は沅水上流にあった。靖州は、湖南省靖県に治があった。

11（開宝）八年（九七五年）五月詔邵州武崗等三県、潭州長沙等七県、応遭山洞賊劫人戸、去年欠税租及今年夏税、並與除放。

（宋会要輯稿 食貨七〇之一五五）

邵州（湖南省邵陽）に蛮がいたことについては7でも述べた。武崗とは、湖南省南部の武岡であるが、宋史卷四九四西南溪峒蛮伝下、紹興三年（一一三三年）の條には、「紹興三年、臣僚言、武岡軍溪峒、旧嘗集人戸為義保。蓋其風土習俗、服食機械、悉同峒人。故可為疆場捍蔽。……」とみえる。

12（乾道）十年（一一七四年）四月全州上言、本州密迹溪峒。……故遊民惡少之棄本者、商旅之避征税者、盜賊之亡命者、往往由之、以入萃為淵藪、交相鼓扇、深為辺患。

（宋史卷四九四西南溪峒蛮伝下）

全州は現広西壮族自治区に属し、湖南省に接するが、当時は荆湖南路に属していた。

13 慶曆三年（一〇四三年）桂陽監、蛮獠内寇。詔発兵捕撃之。蛮獠者居山谷間。其山自衡州常寧、属于桂陽、郴、連、賀、韶、環紆千余里。蛮居其中、不事賦役。謂之獠人。初有吉州巫黄捉鬼、與其兄弟数人、皆習蛮法、往来常寧、出入溪峒。……出桂陽藍山県華陰峒……蛮所至殺掠居民、縱火劫財物、被害者甚衆。……是時湖湘騷動、兵不得息。……

（宋史卷四九三、蛮夷一、西南溪峒蛮伝上）

衡州常寧は衡州南部の属県、現在の常寧県である。桂陽はその衡州に南接し、監が置かれていた。郴州はその桂陽監に東接し、現郴州市に治があった。宋史卷四九四西南溪峒蛮伝下、嘉定元年（一一〇八年）の條に、「郴州黒風峒人羅世伝寇辺。飛虎統制、辺寧戦没。江西湖南驚擾。……二年、李元砺、羅孟二、寇江西……」とあるように、湖南、江西、安徽、広東の拠点となる。黒風峒の乱は、本稿第五節江西の「唐宋時代の推移」4、5で考察したように、湖南、江西、安徽、広東をも巻き込んだ大乱であった。（黒風峒の乱については李榮村「黒風峒變亂始末」南宋中葉湘粵贛間峒民的變亂」（歴史語

言研究所集刊四一本の三、一九六九年）と題する専論がある。連州、賀州、韶州はいずれも湖南省に隣接する広東、広西の州である。つまり、12の記事からは北宋時代の湖南南部の蛮の分布の具体的状況をつかむことができるのである。因みに、12はその分布の起点を衡州常寧にしているが、大明一統志卷五七、袁州府、山川の條に、「武功山……（南）宋紹興間（一一三一〜六二年）洞寇猖獗路分、趙戸方領兵剿捕于此、因名武功。」とあるのを踏まえると、その分布はさらに北西に伸び、武功山区に及ぶものであったことがわかる。

以上、5〜12にかけて宋代における蛮の分布を追ってきたが、その結果、当時における湖南省の地には、長沙を中心とした地域、及び湘水の流域を除く、当時における山地地帯のほぼ全域にわたって蛮の分布を窺うことができた。このことを簡明に示して、宋会要輯稿、蕃夷五之一〇二の南宋寧宗嘉泰三年（一二〇三年）の條に、

正月十二日前知潭州湖南安撫趙彥励言、湖南九郡、皆与溪洞相接、其地闊遠、南接二廣、北連湖右。其人狼子野心……越界生事、為害不細。……

とある。ここにみえる九郡は、宋史卷八八地理志、荆湖南北路、南路の條に、

南路、州七、潭、衡、道、永、邵、郴、全、軍一、武岡、監一、桂陽、県三十九。

とみえる潭州、衡州、道州、永州、邵州、郴州、全州、武岡軍、桂陽監をさしている。つまり、宋代の荆湖南路を構成する全ての州に蛮が存在していたことを右の史料は伝えているのであり、先に個々の州について具体的に考察したことによって知り得た事柄を右は簡明に示していると考えられるのである。このことは、それ以前の時代、即ち唐時代、或いは本稿で主たる関心をよせている六朝時代における蛮の問題を考えると、極めて重大の意味を持つていとされよう。